○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町江栗字小木戸三一六の三、字小金塚五四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小木戸三一六の三・字小金塚五四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木一〇三、二〇三七、二〇三八の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市片草町七三三、七三四、七三五の一、七三六、上品野町一六二二の一、一六二三、一六二七、白岩町六七六、六七七（次の図に示す部分に限る。）、六八七、北白坂町一の一・二の一・四・五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の五、二の三、六、西白坂町八、南白坂町四六の一、四六の五、東白坂町一の一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の六、北丘町七〇（次の図に示す部分に限る。）、余床町三九、一九〇、二一九、曽野町四一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－537号	火災の危険の少ない家具及び備品（カーテン）	ＹＦ（yourfit）カーテンＫＡ	吉田房織物株式会社	大阪府泉大津市板原町一丁目13番36号

○国土交通省告示第五百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第一項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表に次のとおり追加する。

三十二	日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号	省令第五十九条第二号の二及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号	平成二十七年三月九日	指定をした日から五年間

○環境省告示第六十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月七日

環境大臣　望月　義夫

表中「Ｎ－ブチル－Ｎ－エチル－α，α，α－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－ｐ－トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）」を「Ｎ－ブチル－Ｎ－エチル－α，α，α－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－ｐ－トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）」に改める。

表１－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）－３－（３－エチルスルホニル－２－ピリジルスルホニル）尿素（別名リムスルフロン）の項の次に次のように加える。

（ＲＳ）－５－クロロ－Ｎ－｛１－［４－（ジフルオロメトキシ）フェニル］プロピル｝－６－メチルピリミジン－４－イルアミン（別名ジフルメトリム）	3.5μg／１
１，１′－｛１－Ｌ－（１，３，５／２，４，６）－４－［５－デオキシ－２－Ｏ－（２－デオキシ－２－メチルアミノ－α－Ｌ－グルコピラノシル）－３－Ｃ－ホルミル－α－Ｌ－リキソフラノシル］オキシ］－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル｝ジグアニジン５硫酸塩（２：３）（塩）（別名ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン）	１，１′－｛１－Ｌ－（１，３，５／２，４，６）－４－［５－デオキシ－２－Ｏ－（２－デオキシ－２－メチルアミノ－α－Ｌ－グルコピラノシル）－３－Ｃ－ホルミル－α－Ｌ－リキソフラノシル］オキシ］－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル｝ジグアニジン（別名ストレプトマイシン［麹醸培地］）として410μg／１